事　務　連　絡
平成19年8月29日

各　都道府県　介護保険主管部(局)　御中

厚生労働省老健局振興課

介護保険指導室

株式会社コムスンの「居住系サービス」利用者のサービス確保と不安の解消について

株式会社コムスンについては、本年７月３１日に提出された事業移行計画に従って、移行先となる事業者を公募し、第三者委員会による移行先の選定が行われていたところでありますが、８月２７日、別紙のとおり「居住系サービス」の移行先事業者として株式会社ニチイ学館が選定され、同社としても同委員会の決定に従うとの報告が厚生労働省にあったところです。

株式会社コムスンと株式会社ニチイ学館の間では、事業承継についての契約が締結されたと承知しておりますが、事業移行が完了するまでの間は、株式会社コムスンが責任をもってサービスを継続することとなりますので、都道府県におかれましては、利用者及びその家族、関係機関、事業者団体等にその旨周知いただきますようお願い致します。

また、都道府県におかれましては、これまでも、同社のサービス利用者への説明及び安心の確保を最優先に取り組んでいただきたい旨お願いしているところでありますが、引き続き、利用者及びその家族への説明並びに利用者の安心の確保及び実態把握にご留意いただくようお願いいたします。

〈担当〉
厚生労働省老健局振興課法令係
TEL　03-5253-1111（内線3937）
総務課介護保険指導室
（内線3957）

別紙

平成１９年８月２７日

厚生労働省 老健局長　殿

株式会社コムスン
代表取締役　樋口 公一

報　告　書

このたびは、弊社の一連の問題につきまして、多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます
さて、弊社の事業承継にあたり、以下の決定を致しましたので、下記の通りご報告させて頂きます。

記

本日、弊社は、株式会社コムスン第三者委員会より、別紙のとおり答申を受けました。答申書には、承継させることが適切な事業者として株式会社ニチイ学館が選定されておりますが、これについて社内にて熟慮、検討した結果、第三者委員会のご意見を最大限尊重し、事業移行計画において区分する「居住系サービス」につきましては、株式会社ニチイ学館と事業承継についての協議に入ることと致しました。

以上

平成 19 年 8 月 27 日

株式会社コムスン　御中

株式会社コムスン第三者委員会

答　申　書

御社の事業のうち居住系サービスについては、次の事業者に対して承継することが適切と審査しましたので、下記に答申します。

記

1　承継対象事業

介護型有料老人ホーム(コムスンホーム、コムスンのきらめき)及びグループホーム

2　承継事業者

株式会社ニチイ学館

3　上記事業者を選定した理由

別紙１「選定の理由」のとおり

4　承継先法人に付す条件

事業承継した法人が、今後より高いレベルを保持して事業運営できるよう、別紙２「承継先法人に付す条件」に記載する事項の遵守を条件とする。

選定の理由

コムスン第三者委員会では、承継先の事業者の選定に際して、審査基準を総合的に斟酌し審査した結果、次のような事由から、株式会社ニチイ学館を承継先として選定した。

1　株式会社ニチイ学館は、概ね全ての都道府県において介護事業を実施しており、全国に分布する各承継対象事業所を安定して運営していくために必要な管理能力が他社に比べて高いと認められること。

2　株式会社ニチイ学館の従業員数等の状況からみて、事業承継時において欠員が生じた場合であっても、迅速に必要な人員を補充し、サービスを継続できる能力が他社に比べて高いと認められること。

3　株式会社ニチイ学館から、利用者に対して、現行のサービスの質を落とすことなく、継続的なサービスを安定的に確保するための取り組みとして次のような独自提案があったこと。

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業の指定人員基準に必要な管理者研修の受講者についても、十分確保できており、事業承継後はもちろん、事業承継前においても、必要な状況であればこの人材を活用してサービスの継続を図ること。

② 事業承継後、何らかの事情により、事業所の新規指定が遅れる場合であっても、指定を受けるまでの期間については、自社で責任を持ってサービス提供を継続できるよう、約半年間の資金調達が可能であること。

4　株式会社ニチイ学館は、承継する事業を継続的に運営するために必要な財務基盤が他社に比べて良好と認められること。

5　株式会社ニチイ学館は、事業承継に際して、従業員の雇用確保と雇用条件の維持を認めていること。

なお、法令遵守については、最終選考に残った各法人に特段の差は認められなかった。また、同様に介護事業の質の確保及びその継続という観点から、過去に指定取消に相当する重大な行政処分はいずれも受けていなかった。

以上

別紙２

承継先法人に付す条件

1　利用者の権利保全について

(1)　利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。

(2)　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。

(3)　承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑にサービスを継続すること。

(4)　承継対象となる事業の事業主体として責任をもって運営し、みだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。

2　従業員の雇用保全措置等について

(1)　承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。

(2)　承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているＵＩゼンセン同盟日本介護クラフトユニオンによる活動を妨げないこと。

(3)　多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。

3　法令遵守・コンプライアンスについて

(1)　法令遵守体制を確立すること。

(2)　企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。

(3)　従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的に実施すること。

(4)　通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。

(5)　承継対象となる事業を運営する法人と他の法人（グループ会社含む）との間で取締役を兼務させないこと。

(6)　社外取締役を設置すること。

(7)　行政監査における指摘事項および自主点検の結果による要改善事項の原因を究明し、全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講じること。

(8) 事業承継後についても、コムスンは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(7)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。

4 責任を持った事業の承継主体であること

(1) 当法人は介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。

(2) 当法人は利用者への応対に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為の具体的施策を実施すること。

5 本件の承継対象について

(1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

(2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

(3) 既存入居者に対する入居金返還債務をすべて免責的に引き受けること。

以上

別紙３

居住系サービスの移行先法人選定経過について

本件審査にかかる選定過程は，次のとおりである。

7 月 31 日　□事業移行計画発表

8 月 1 日　□公募要項発表、公募参加表明書受付開始

8 月 7 日　○第 1 回第三者委員会

・居住系審査基準指針決定、資格審査通過法人決定

□居住系サービス公募参加表明書提出期限、ＷＥＢエントリー87 件、正式応募数 52 件

8 月 14 日　□事業承継申込書提出期限

8 月 17 日　○第 2 回第三者委員会

・審査

8 月 27 日　○第 3 回第三者委員会

・審査、移行先選定

ご参考

「コムスン第三者委員会答申書」

御社の事業のうち居住系サービスについては、次の事業者に対して承継することが適切と審査しましたので、下記に答申します。

記

1. 承継対象事業
   介護型有料老人ホーム（コムスンホーム、コムスンのきらめき）及びグループホーム
2. 承継事業者
   株式会社ニチイ学館
3. 上記事業者を選定した理由
   別紙１「選定の理由」のとおり
4. 承継先法人に付す条件
   事業承継した法人が、今後より高いレベルを保持して事業運営できるよう、別紙２「承継先法人に付す条件」に記載する事項の遵守を条件とする。

（株）コムスン第三者委員会　委員名簿

委員長	ほった つとむ 堀田 力 氏	弁護士 さわやか法律事務所所長
副委員長	ごうはら のぶお 郷原 信郎 氏	弁護士 桐蔭横浜大学法科大学院教授
委員	たなか しげる 田中 滋 氏	慶應義塾大学大学院教授
委員	かんざわ ちから 罫澤 力 氏	公認会計士 罫澤公認会計士事務所所長
委員	おおすぎ さとる 大杉 覚 氏	首都大学東京大学院教授